

## 一般社団法人日本肩関節学会会費規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本肩関節学会の定款に基づき、会員の会費について定めるものとする。

### (入会金)

第2条 この法人の入会金は5,000円とする。

### (会費)

第3条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 15,000円
- (2) 準会員1号 年額 15,000円
- (3) 準会員2号 年額 5,000円

正会員及び準会員1号の会費には *Journal of Shoulder and Elbow Surgery* の購読料を含む

- (4) 賛助会員 年額 一口 50,000円以上

2 名誉会員と功労会員は、会費を納めることを要しない。

### (会費の納入期限)

第4条 会費は、その事業年度末までに会費の全額を納入するものとする。

ただし、新規加入会員の加入年度の会費は、次の通りとする。

8月から4月に入会する者

- (1) 正会員 15,000円
- (2) 準会員1号 15,000円
- (3) 準会員2号 5,000円

5月から7月に入会する者

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 準会員1号 5,000円
- (3) 準会員2号 2,500円

### (補則)

第5条 この規則の改正は、理事会および社員総会の承認を必要とする。

### (附則)

この規則は、一般社団法人日本肩関節学会の設立の翌日から施行する。

平成26年8月1日  
変更：令和三年10月28日